

2017年10月09日

民法大改正で、暮らしがどう変わるか

NPO法人建築ネットワークセンター

副理事長 榎本 武 光

1 民法は基本法の一つであり、一般法である

日本における主要な法律は、六法

六法とは、憲法、民法、刑法、商法(会社法)、民事訴訟法、刑事訴訟法をいう。

民法は、基本法の一つ

また、民法は民事法分野の一般法であり、特別法として、消費者契約法、建物の区分所有等に関する法律、借地借家法、不動産登記法などがある。

2 民法改正経過・施行日

2017年4月14日 衆議院議決

2017年5月26日 参議院可決成立

2017年6月2日 公布日(平成29年6月2日法律第44号)

施行日 一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

* 施行日まで結んだ契約については、原則現行法が適用される。

+ 2020年6月2日までに施行される。

3 改正の目的

○ 社会の変化に対応するため=民法制定は明治29年なので、120年ぶりの大改正

○ 国民にわかりやすいものにするため

+ 民法の一部を改正する法律案の提案趣旨

『社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。』

4 主な改正範囲

約200項目のうち、主な改正項目

第1編総則のうち法律行為・時効

第3編債権のうち総則・契約

+ 第1編総則、第2編物権、第3編債権、第4編親族、第5編相続

第1編第5章法律行為(意思表示、代理)、第7章時効(取得時効、消滅時効)

第3編債権第1章総則(債務不履行)、第2章契約(売買、消費貸借、賃貸借、雇用、請負、委任など)

5 主な改正項目

- ① 消滅時効の期間の統一化等時効に関する規定の整理⇒権利を行使できることを知った時から5年間、知らなかったときは権利を行使できる時から10年間
- ② 法定利率を変動させる規定の新設⇒年5%から年3%に改正、市場の金利に合わせて3年ごとに見直す
- ③ 保証人の保護を図るための債権債務に関する規定の整理⇒第三者が個人で保証人になる場合、公証人による自発的な意思の確認
- ④ 定型約款に関する規定の新設等⇒消費者に不利益な契約は無効
- ⑤ 請負契約に関する規定⇒「瑕疵」の文言がなくなった。請負人は注文者が受ける利益の割合に応じた報酬を請求できるようになった。注文者は建物その他土地の工作物の請負契約について契約解除できるようになった。
- ⑥ 賃貸借契約に関する規定⇒原状回復義務の内容の明確化、敷金について原則返還、借主の故意・過失がある場合は敷金を弁済に充当できる。

6 具体的なケースで考えてみよう

① 消滅時効について

ア 「旅館、料理店、飲食店に係る債権」の消滅時効について、これまでの「1年間行使しないときは、消滅する。」との条項が削除された。

○ 『飲み代をつけにして2年が経ったら、消滅時効で支払わないでよい。』 ○か×か

+回答× 消滅時効の期間の統一化で、一律権利を行使できることを知った時から5年間、知らなかったときは権利を行使できる時から10年間になった。

なお、時効は援用しなければ、裁判所がこれによって裁判することができない。

イ 「工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権」の消滅時効について、これまでの「工事が終了したときから3年」の条項が削除された。

○ 改正法施行日以降は、消滅時効は何年間か？

+回答 権利を行使できることを知った時から5年間、知らなかったときは権利を行使できる時から10年間

消滅時効の期間の統一化で、一律権利を行使できることを知った時から5年間、知らなかったときは権利を行使できる時から10年間⇒本来、債権は行使できる時から速やかに請求すべきもの。

+なお、自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権は、消滅時効は2年だった。例 畳屋

ウ 「使用人の給料に係る債権」の1年間の消滅時効が削除された。他方で、本来労働

者を保護するための法律である労働基準法では、2年間の消滅時効が定められている。今回の民法改正で労働基準法の賃金の消滅時効はどうなるか？

+「月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権」、「自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した者の代価に係る債権」の消滅時効は1年だった。

+労働基準法第115条「この法律の規定による賃金(退職手当を除く)、災害補償その他の請求権は2年間、この法律の規定による退職手当の請求権は5年間行わない場合においては、時効によって消滅する。」と定めている。

+労働基準法は、民法の特別法として、労働者を保護するために、消滅時効の期間を延ばしたものであるが、民法の改正によって、保護に反することになってしまった。⇒労働基準法を改正して、民法改正と同じ期間がそれ以上に長い期間にする必要がある。

+民法施行日以降発生した未払い賃金、残業代は、5年分(権利を行使できることを知った時から5年間)請求できることになる。

エ「個人間の金の貸し借りの債権」の消滅時効について、これまでの「10年」の条項が削除された。

○改正法施行日以降は、消滅時効は何年間か？

+回答 これまで「債権は、10年間行使しないときは、消滅する。」と定められていたが、民法改正による消滅時効の期間の統一化で、一律権利を行使できることを知った時から5年間、知らなかったときは権利を行使できる時から10年間となった。⇒原則となる「行使できることを知った時から5年間」が適用される結果、個人間の貸金債権の請求権が短縮を早期に行う必要がでてきた。

オ「権利を行使できることを知った時から5年間、知らなかったときは権利を行使できる時から10年間」と定められているが、次のケースで消滅時効はどうなるか？

○『権利を行使できることを知った時から5年間経過したが、まだ、10年を経過していないので消滅時効にかからない。』 ○か×か

+回答× 権利を行使できることを知っていたときは、権利を行使できることを知った時から5年間経過した以上、10年の消滅時効は適用されない。

+立証責任=消滅時効にかかっていると主張する者に立証する責任がある。

○『権利を行使できる時から7年目に権利を行使できることを知ったが、それから5年間消滅時効にかからない。』 ○か×か

+回答=× 「権利を行使できることを知った時から5年間、知らなかったときは権利を行使できる時から10年間」とは、いずれかの期間が経過したときに消滅時効にかかるという意味であり、権利を行使できる時から7年目に権利を行使できることを知ったときは、あと5年間期間があるのではなく、知らなかったときの10年間が適用され、あと3年間となる。

○『権利を行使できる時から10年を経過しているが、その後権利を行使できることを知った時から5年間経過していないので消滅時効にかからない。』 ○か×か
+回答× 「権利を行使できることを知った時から5年間、知らなかったときは権利を行使できる時から10年間」とは、いずれかの期間が経過したときに消滅時効にかかるという意味であり、知らなかったときは権利を行使できる時から10年間で適用されて、消滅時効にかかることになる。

カ 「人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権」の消滅時効は、「権利を行使できることを知った時から5年間、権利を行使することができる時から「20年間」行使しないとき」として、「10年間」を「20年間」と伸ばしている。

○『戸建住宅を購入したところ、購入から6年目に壁紙が原因でシックハウス症候群にかかったことを知ったが、その後5年間は消滅時効にかからない。』 ○か×か

+回答○ 「人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権」の消滅時効は、「権利を行使できることを知った時から5年間、権利を行使することができる時から20年間行使しないとき」としているのも、まだ、20年を経過していないので、権利を行使できることを知った時から5年間としても、消滅時効にかかっていない。

キ 「不法行為による損害賠償請求権」の消滅時効は、「損害及び加害者を知った時から3年間、不法行為のときから20年間行使しないとき」としている。そして、「人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権」の消滅時効 について、「3年間」を「5年間」と伸ばしている。

○『自転車に乗って走行していたところ、ひったくりにあい、けがをし自転車も壊れた。その場で相手に謝らせ、相手の住所・氏名を確認した。』
消滅時効は何年間か？

+回答 けがについての損害賠償請求権については、「人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権」の消滅時効に当たるので、5年間、自転車が壊れたことによる損害賠償請求権については、「損害及び加害者を知った時から3年間に当たることになる。

② 法定利率について

年5%から年3%に改正した。

商事法定利率年6%の廃止

その後は、3年ごとに法定利率を見直す。

○『交通事故の被害者(死亡・後遺症の場合)は、損害賠償金がこれまでより多く受け取れるようになった。』 ○か×か

+回答○ 死亡事故や後遺障害事故の場合、逸失利益を計算する際に、就労可能年数に応じたライブニッツ係数により、中間利息を控除することになる。

遅延賠償金の利率は、法定利率によることになるが、年5%から年3%になると、控除される中間利息が少なくなるので、損害賠償金はこれまでよりも多く受け取れることになる。

就労可能年数＝原則として死亡時から67歳までの期間、年金生活者は、平均余命年数を終期とする。

高齢者については、簡易生命表(平均余命表)の余命年数の2分の1

未成年者は、67歳から18歳を引いた49年間

5年のライプニッツ係数＝年齢50歳年数17年係数11.274、

年齢60歳年数12年係数8.863

年齢70歳年数8年係数6.463

3年のライプニッツ係数＝年齢50歳年数17年係数13.166、

年齢60歳年数12年係数9.954

年齢70歳年数8年係数7.020

年齢80歳の方は、11.82年

○『交通事故の任意保険の保険料は安くなる。』 ○か×か

+回答× 保険会社が支払う保険金が死亡、後遺障害の場合、逸失利益の計算上中間利息の控除額が少なくなるため、支払額が増えることになる。そこで、保険会社は、保険料を値上げすることになる。

但し、事故率が従来と同じであることが前提であり、今後自動運転車になると事故率が低下することが予想されるので、保険料が高くない可能性がある。

③ 保証について

ア 個人根保証契約の保証人の責任について、極度額を定めなければ無効とする。

* 身元保証人になるとき、保証する債務の最大限度額を定めなければ、その身元保証契約は無効となる。

* 建物賃貸借契約の連帯保証人になるとき、極度額を定めなければ、その連帯保証契約は無効となる。

イ 事業に係る金融債務を主債務とする個人保証について、公正証書による意思確認を効力要件としている。ただし、保証人が主たる債務者が法人である場合の理事、取締役、執行役又はこれに準ずるものである場合は、公正証書の作成を要しない。

○『取引先の社長から、銀行から融資を受けるので、連帯保証人になってくれと言われ、納得して保証人になるとき、公正証書を作成する必要はない。』 ○か×か

+回答× 保証人が納得していても、公正証書が作成されないと効力がない。公正証書の作成は、保証人の意思を確認するためのものであるから。

公正証書は、保証契約締結の日前1か月以内に、保証人が主たる債務者が債務

を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思を有していることを公証人に口授して作成する。

○『合同会社ライフサポートセンターが銀行から事業資金を借入れするに際し、その社員が保証人になるとき、公正証書を作成する必要がある。』 ○か×か

+回答× 保証人が主たる債務者が法人である場合の役員である場合は、公正証書を作成する必要はない。

ウ 債権者は、主たる債務者から委託を受けて保証人になった者から請求があったときは、その保証人に対して主たる債務の履行状況に関する情報を提供しなければならない。

④ 定型約款について

ア 定型契約(ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。)ただし、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項で、相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては合意しなかったものとみなす。

*改正法施行日前に結ばれた定型約款についても適用する。ただしすでに生じた効力を妨げない。

○『ネット通販でサプリメントを定期購入したが、消費者の都合で返品できる。』 ○か×か

+回答× 合意した定型約款の内容に、消費者が返品できないと定めがあり、それが定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては合意しなかったものとみなされるが、その要件に当てはまらない場合には合意したものとされる。

イ 定型約款の変更することができる場合は、変更が相手方の一般の利益に適合するとき、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

⑤ 請負契約について

ア 「瑕疵」の文言がなくなり、「契約の内容に適合しない」に置き換えられた。

イ 請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。

+請負人は、次の場合に、注文者が受ける利益の割合に応じた報酬を請求できる。

(1) 注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき

(2) 請負が仕事の完成前に解除されたとき

(1)の例は、「請負人の責めに帰すべき事由」又は「当事者双方の責

めに帰することができない事由」をいい、この場合に請負人に報酬請求権を認めるものが、「請負人の責めに帰すべき事由によって仕事が完成できなかった場合に注文者に損害が生じたときは注文者は別途損害賠償を請求できる。

「注文者の責めに帰すべき事由」による場合には請負金額全額を請求できることになるが、債務を免れたことによる利益分を償還すべき義務を負う。

ウ 注文者は建物その他土地の工作物についての請負契約の場合、目的物に瑕疵があっても契約解除できなかったが、売買の規定を準用し契約解除できるように変更

⑥ 賃貸借契約について

ア 賃借人が、通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化については、原状回復義務を負わない。

○『アパートを退去するときは、畳とふすまの張替え代を支払わなければならない。』

○か×か

+回答× 原状回復を無条件に義務付けても効力はなく、通常の使用及び収益によって生じた場合、経年変化によって生じた場合には原状回復義務を負わない。

イ 敷金(いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。)

ウ 契約期間中、修繕の必要が認められるにもかかわらず、貸主が正当な理由なく修繕を実施しない場合は、借主は自ら修繕できる。

エ 目的物の一部滅失によって当然に賃料が減額になる。

オ 国土交通省による『賃貸住宅標準契約書』の改訂

*連帯保証人及び極度額の新設

*反社会勢力への賃借権の譲渡・転貸に禁止の新設、違反したときは、無催告解除できる。

以 上